

中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2 1 0 3 3 1 2 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 2 年 12 月 11 日付け本原原発第 38 号（令和 3 年 3 月 9 日付け本原原発第 44 号をもって一部補正）をもって、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

原子力規制における検査制度の見直しに伴う廃止措置計画変更認可申請書（令和 2 年 8 月 18 日付け本原浜岡発第 107 号をもって申請、令和 2 年 12 月 18 日付け本原浜岡発第 111 号をもって一部補正。以下「廃止措置計画変更認可申請書」という。）において、性能維持施設を新たに位置付ける等の変更を行っており、これらの変更の反映のため、以下の条文を変更する。

- ・第 2 編第 1 2 条（対象施設・設備等の供用終了確認）
- ・第 2 編第 2 3 条（地震又は火災等発生時の対応）
- ・第 2 編第 6 1 条（施設管理計画）

- ・第2編第62条（廃止措置対象施設の維持管理）

2. 1、2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

排気筒（1号及び2号炉共用）の解体撤去工事の完了に伴い、排気筒（1号及び2号炉共用）エリアの管理区域の解除を行うこと及び1、2号炉のクリアランス対象の解体撤去物発生量の増加に伴い、クリアランス測定エリアを増設するため、クリアランス第3建屋を設置し管理区域の設定を行うこと、また、エリア放射線モニタの数量の変更を行うことに伴い、以下の条文を変更する。

- ・第1編第96条（周辺監視区域）
- ・第1編第99条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・第1編添付－2（管理区域図）
- ・第1編添付－3（保全区域図）
- ・第2編第51条（周辺監視区域）
- ・第2編第54条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・第2編第55条（放射線計測器類の管理）
- ・第2編添付－2（管理区域図）

3. 原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用の変更

原子力発電保安審議会（以下「保安審議会」という。）における審議事項に関して、「あらかじめ保安審議会で審議し、確認した結果に従い定めた軽微な事項は審議事項としない」旨を規定することに伴い、以下の条文を変更する。

- ・第1編第6条（原子力発電保安審議会）
- ・第2編第6条（原子力発電保安審議会）

4. 記載の適正化

保安規定の一部の条文において、他の条文で引用する条番号等に誤記等があるため、記載の適正化を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

1. 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

保安規定に定める解体撤去工事又は汚染除去工事の対象施設・設備等の終了確認等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項等の内容と整合していること

2. 1、2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

保安規定に定める放射線計測器類の管理等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること

3. 保安審議会における審議事項に係る運用の変更

保安規定に定める保安審議会が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた設計及び運転等のための組織と整合していること

Ⅲ－2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、第1編（運転段階）は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））、第2編（廃止措置段階）は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置炉保安規定審査基準」という。）（以下これらを総称して「保安規定審査基準」という。）に基づき、審査した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第1項各号及び第3項各号を表している。

1. 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

(1) 第3項第18号（発電用原子炉施設の施設管理）

第3項第18号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））

を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）を求めている。

規制庁は、廃止措置計画変更認可申請書に基づく性能維持施設について、施設管理方針等が適切に規定されることを確認したことから、第3項第18号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

（2）第3項第21号（廃止措置の管理）

第3項第21号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていることを求めている。

規制庁は、廃止措置計画変更認可申請書に基づく性能維持施設について、廃止措置の実施の管理等のための必要な事項が、記録されることを確認したことから、第3項第21号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

2. 1、2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

（1）第1項第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）及び第3項第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限）

第1項第9号及び第3項第8号について、保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、廃止措置計画の進捗に伴い排気筒（1号及び2号炉共用）エリアの管理区域の解除及びクリアランス第3建屋の管理区域の設定が適切になされていることを確認したことから、第1項第9号及び第3項第8号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

（2）第3項第11号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）

第3項第11号について、廃止措置炉保安規定審査基準は、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること等を求めている。

規制庁は、エリア放射線モニタについて、廃止措置計画変更認可申請書において妥当性を確認した台数への変更が適切になされていることを確認したことから、第3項第11号に関する廃止措置炉保安規定審査基準を満足していると判断した。

3. 保安審議会における審議事項に係る運用の変更

(1) 第1項第8号ホ（発電用原子炉施設の運転の安全審査）第3項第7号（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第1項第8号ホ及び第3項第7号について、保安規定審査基準は、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定めることを求めている。

規制庁は、保安規定に定める保安審議会における審議事項に関し、「あらかじめ保安審議会で審議し、確認した結果に従い定めた軽微な事項は審議事項としない」旨を規定するものであり、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項等を審議することに変更はないことを確認したことから、第1項第8号ホ及び第3項第7号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

Ⅲ－3. 運用の明確化及び記載の適正化に伴う変更

規制庁は、条文の記載の適正化に伴う変更があった箇所については、適正に変更されていることを確認した。